

所 属 所 長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長
(公印省略)

互助組合規程の一部改正について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のこのことについて、令和元年5月15日開催の理事会において次のとおり改正されました。貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の規程改正では、主に改元に伴い様式の元号を令和に改め、規程等中での表現を「様式 号」から「別に定める 」に改正するものです。これ以外の改正については規程改正内容、新旧対照表を掲載しております。

記

- 1 規程等 (1) 改元に伴い様式を変更するもの (規程改正内容、新旧対照表添付省略)
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合情報公開規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退会金給付規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合慶弔及び退会記念品に関する取扱細則
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合通勤定期券購入資金貸付規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合助成金交付要綱
- (2) 改元に伴い様式を変更するもの以外
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退会金給付規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程
 - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則
- 2 改正内容 (1) 改元に伴い様式を変更するもの
 - 改正後の様式についてはHP「おかやま教職員 福利厚生ネット」「様式ダウンロード」内にある様式をご利用ください。
- (2) 改元に伴い様式を変更するもの以外の改正
 - 規程等の一部を改正する規程、新旧対照表のとおり
- 3 施行年月日 令和元年5月15日
- 4 適用年月日 令和元年5月1日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月15日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程(平成11年2月12日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、「一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程(昭和36年9月25日制定)様式第3号(以下「振込通知書」という。))により、」を削り、「掛金払込明細書(様式第1号)」を「別に定める掛金払込明細書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合事務取扱規程新旧対照表

新	旧
<p>第2条 略</p> <p>2 所属所長は、掛金を取りまとめの上、給与支給日から5日以内に一般財団法人岡山県教育職員互助組合会計処理規程第26条により理事長が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)を通じて納入するものとする。この際に別に定める掛金払込明細書を法人に送付しなければならない。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 所属所長は、掛金を取りまとめの上、給与支給日から5日以内に<u>一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程(昭和36年9月25日制定)様式第3号(以下「振込通知書」という。))</u>により、<u>一般財団法人岡山県教育職員互助組合会計処理規程第26条</u>により理事長が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)を通じて納入するものとする。この際に<u>掛金払込明細書(様式第1号)</u>を法人に送付しなければならない。</p>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月15日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則(平成17年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第9条中、「次の各号に掲げる媒体に限るものとし、当該各号の区分に応じ、それぞれに定める額」を「100円」に改め、「(1) フロッピーディスク(FD)又はCD-R 100円」及び「(2) 光磁気ディスク(MO) 700円」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合で保有する個人情報の取扱いに関する細則新旧対照表

新	旧
第9条 規程別表第2に掲げる磁気ディスクその他の電磁的記録媒体(次項及び第10条において「電磁的記録媒体」という。)は、 <u>100円</u> を負担するものとする。	第9条 規程別表第2に掲げる磁気ディスクその他の電磁的記録媒体(次項及び第10条において「電磁的記録媒体」という。)は、 <u>次の各号に掲げる媒体に限るものとし、当該各号の区分に応じ、それぞれに定める額</u> を負担するものとする。 <u>(1) フロッピーディスク(FD)又はCD-R 100円</u> <u>(2) 光磁気ディスク(MO) 700円</u>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月15日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程(昭和36年9月25日制定)の一部を次のように改正する。

第10条(2)中、「振込通知書(様式第3号)により、最寄りの中国銀行本支店を通じ」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程新旧対照表

新	旧
第10条 略 (1) 略 (2) 預金者のうち県費負担会員以外の者については、所属所長が毎月給与支払日に預金申込者の給与から所定の金額を徴収し、理事長に払込むものとする。	第10条 略 (1) 略 (2) 預金者のうち県費負担会員以外の者については、所属所長が毎月給与支払日に預金申込者の給与から所定の金額を徴収し、 <u>振込通知書(様式第3号)により、最寄りの中国銀行本支店を通じ</u> 理事長に払込むものとする。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月15日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程(昭和39年7月31日制定)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

第5条第3項 削除

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条中、「又は第3項」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
第5条 略 2 略 3 削除	第5条 略 2 略 3 <u>現職会員が老人医療費等受給資格を有して退職したとき、その者の申出により理事長が認めた場合は第1項の規定にかかわらず資格を喪失するものとする。</u>
第8条 削除	第8条 <u>前条の療養補助金の給付の対象となる特別会員が、疾病・負傷により入院し緊急に多額の療養費を必要とするときは、予算の範囲内で療養補助金を前渡することができる。</u> 2 <u>前項の療養補助金前渡金の額は、その者の1ヶ月ごとの療養補助金見込額の限度内において、一人1回5千円以上5万円までとする。</u>
第10条 第5条第2項により資格を喪失したときは、脱退一時金を支給する。	第10条 第5条第2項 <u>又は第3項</u> により資格を喪失したときは、脱退一時金を支給する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月15日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵 本 芳 明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則(昭和39年8月31日制定)の一部を次のように改正する。

第12条から第14条までを次のように改める。

第12条から第14条まで 削除

第17条中、同条第3項を削る。

第20条中、「別紙様式第12号による」を「別に定める」に改め、「埋火葬許可証」の次に、「等死亡が確認できる書類」を加える。

第21条中、「別紙様式第13号による」を「別に定める」に改め、「埋火葬許可証」の次に、「等死亡が確認できる書類」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
<p>第12条 <u>削除</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>(削る)</u></p> <p>第20条 規程第13条の規定により弔慰金の支給を受けようとする遺族は、<u>別に定める弔慰金請求書に会員の埋火葬許可証等死亡が確認できる書類</u>の写を添付して理事長に提出しなければならない。</p> <p>第21条 規程第14条第1項の規定による埋葬料の支給を受けようとする遺族は、<u>別に定める埋葬料請求書に会員の埋火葬許可証等死亡が確認できる書類</u>の写を添えて理事長に提出しなければならない。</p>	<p>第12条 <u>規程第8条の規定により、療養補助金前渡金の支給を受けようとするときは、別紙様式第7号による療養補助金前渡金請求書を理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>第13条 <u>前条の申込みを行い前渡金の支給を受けた者は、医療機関に療養費支払後速やかに規程第7条の規定による療養補助金請求書を理事長に提出して精算を行わなければならない。</u></p> <p>第14条 <u>前条の精算が完了するまでの間は、理事長は他の一切の給付を停止することができる。</u></p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の申出をした者が、再び現職会員となったときは、遅滞なく別紙様式第9号の2による転出者復帰申出書に会員期間確認証を添えて理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>第20条 規程第13条の規定により弔慰金の支給を受けようとする遺族は、<u>別紙様式第12号による弔慰金請求書に会員の埋火葬許可証の写を添付して理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>第21条 規程第14条第1項の規定による埋葬料の支給を受けようとする遺族は、<u>別紙様式第13号による埋葬料請求書に会員の埋火葬許可証の写を添えて理事長に提出しなければならない。</u></p>